

画面デザインの登録要件の 明確化について（案）

平成23年3月24日
特許庁 意匠課

1. 運用見直しの背景

これまでの経過

デジタル化社会の進展による、画面デザインの開発の拡大・活性化



意匠法下において、適切な保護を求める要望

液晶表示等に関するガイドラインの見直し
操作画像の保護（18年改正）

画面デザイン保護の現状

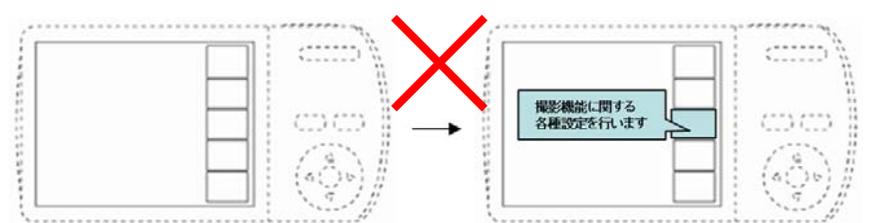
現行の意匠法下では、画面デザインの保護は未だ限定的

物品性の制約から、保護される画面デザインが限られている



OSにより表示される画像 アイコン自体 操作の支援情報を表示する画像

変化や遷移など、画面デザインの特徴による創作の保護が不十分



撮影機能に関する各種設定を行います

変化の前後に形態的関連性が認められず、一意匠として登録を受けることができない。

検討項目

- (1) 意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の
明確化

- (2) 変化する画像の一意匠の考え方の変更
意匠法2条1項により保護される表示画像 及び
意匠法2条2項に規定する操作の用に供される画像に共通して適用

3. 意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の明確化

対応の方向性

意匠法2条2項に規定する画像に加え、意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件を意匠審査基準に記載し、内容の明確化を図る。

新たな基準の考え方

要件1 その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

- (1) 操作画像は対象外→意匠法2条2項に規定する画像として扱う。
- (2) 物品の機能とは関わりのない装飾表現のみを目的とする画像は、意匠を構成するものとは認められない。

要件2 その物品にあらかじめ記録された画像であること

- (1) 物品の外部からの信号による画像を表示したもの（インターネットの画面、テレビ番組の画面、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの）、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、事後的に記録された画像を表示したものは、意匠を構成するものとは認められない。
- (2) 物品から独立して販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画像は、プリインストールされたものであっても意匠を構成するものとは認められないものとする。

なお、画像が変化する場合に、変化の前後の形態について一意匠と認められるか否かは、意匠法2条2項に規定する画像を含む意匠とあわせて、意匠法7条（一意匠一出願）の問題として別途検討する。（「4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更」参照）

3. 意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の明確化

認められる例



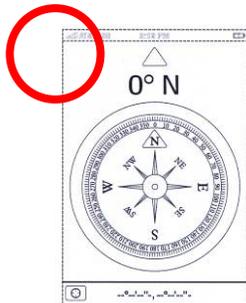
デジタルカメラの水平状態
測定表示機能
-水準器表示



エレベータ表示器の警告表示機能
-非停止階警告表示機能
-非停止階警告表示

欧州共同体登録意匠
第000858923-0004号

※使用者の任意の操作や物品
の外からの信号を契機に出現
する表示画像も認められる



携帯電話機の方位計測表示機能
-方位表示

※物品が通常有する機能
以外の機能を果たすため
に必要な表示画像は、
【意匠に係る物品の説
明】にその機能を記載す
ることにより認められる。

欧州共同体登録意匠
第001161731-0003号

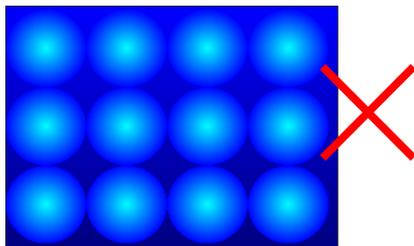


現金自動支払機の預金受付機能
-預金受付進行状態表示機能
-預金受付進行表示

米国意匠特許
D595307号 Fig.8

保護対象外の例

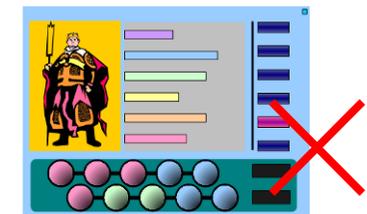
・装飾表現のみを目的とした画像



・物品の外部からの信号による画像を表示したもの
(インターネットの画面、テレビ番組の画面等)



OSにより表示される画像



ゲームソフトにより表示される画像

※物品から独立して販売されるビジネスソフトや
ゲームソフト等をインストールすることで表示
される画像は、【要件2】を満たさない。

4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

対応の方向性

- (1) 変化する画像（意匠法2条1項及び意匠法2条2項により保護される画像）について、変化の態様を示す複数の画像の総体を、変化を伴う一つの意匠と認定する。
- (2) ただし、複数画像の総体としての権利の内容の把握や他の意匠との対比可能性を担保するため、まとまりのある一定の範囲の変化についてのみ一意匠として認めることとする。
- (3) 変化する画像の意匠の開示については、変化の態様を表す複数の画像（静止画）を変化の順に表すこととし、意匠の認定に際しては、図面に記載された具体的な変化の態様のみを認定し、図と図の間の時間的間隔は意匠を構成する要素として認定しない。

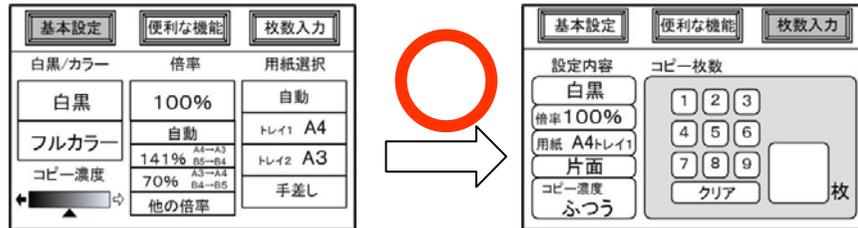
新たな基準の考え方

変化前の画像と変化後の画像が、以下の要件を満たす場合のみ、複数の画像を含んだ状態で一意匠と認定する。

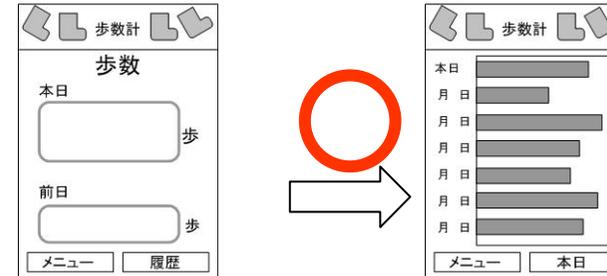
- | |
|--|
| <p>① 物品の同一機能のための画像であり、
かつ、
② 変化の前後の画像に形態的関連性が認められる場合</p> |
|--|

4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

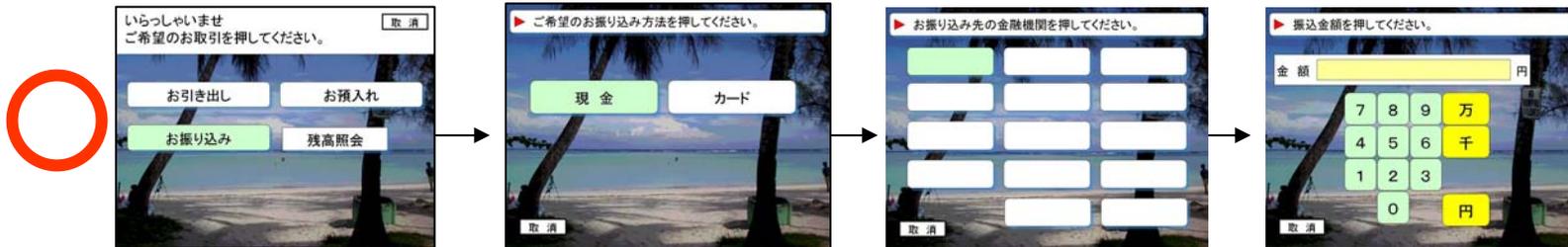
「物品の同一機能のための画像」と認められる例



いずれも複写機能のための画像である。



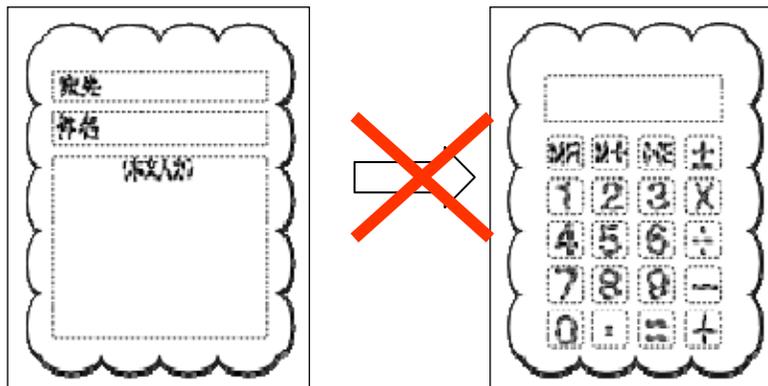
いずれも歩数表示機能のための画像である。



いずれも振り込み機能のための画像である。

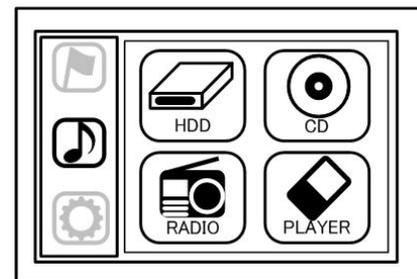
※連続する操作により物品が有する一の機能を発揮できる状態にする場合、その一連の画像は「同一機能のための画像」である。

「物品の同一機能のための画像」とは認められない例



メール機能のための画像

電卓機能のための画像



音楽再生機能のための画像



経路誘導機能のための画像

4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

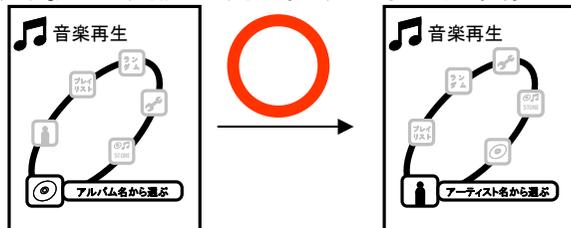
「変化の前後の画像に形態的関連性が認められる場合」について

変化の前後の画像の図形等に共通性がなく（又は共通性が極めて小さく）、変化の前後の画像の形態にまとまりがない場合には、形態的関連性が認められない。

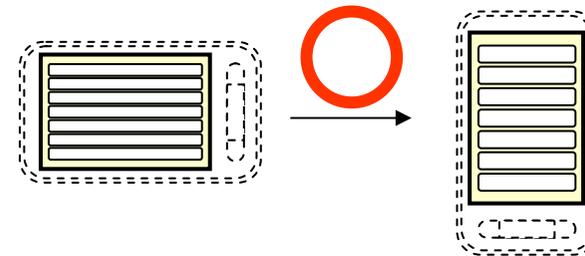
形態的関連性が認められる場合の代表的な例

(a) 同一の図形等の移動等

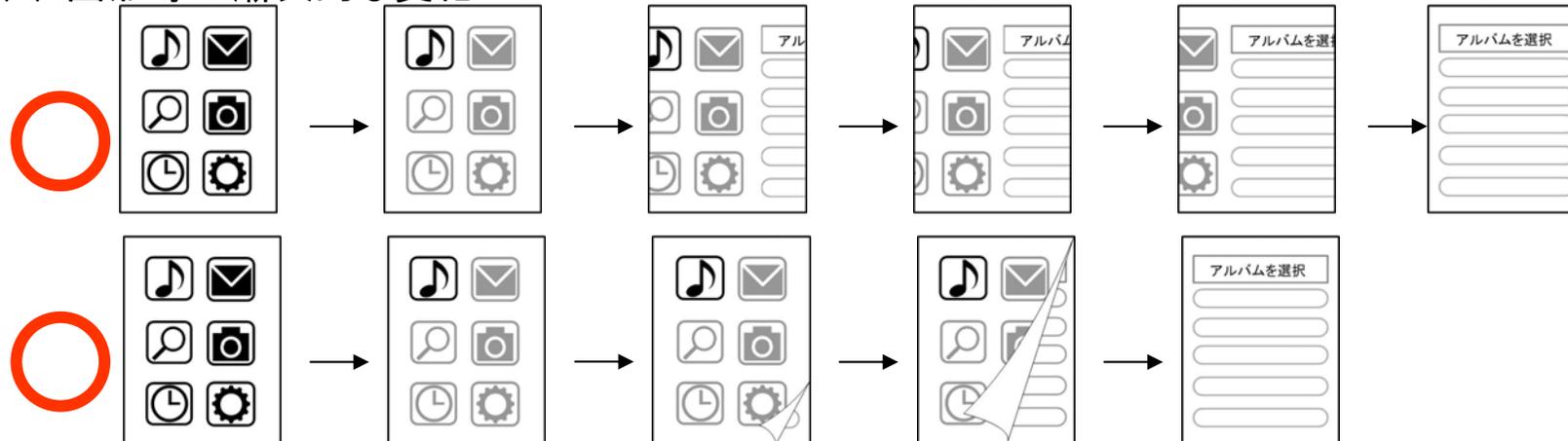
（移動、拡大、縮小、回転、色彩・明度変化）



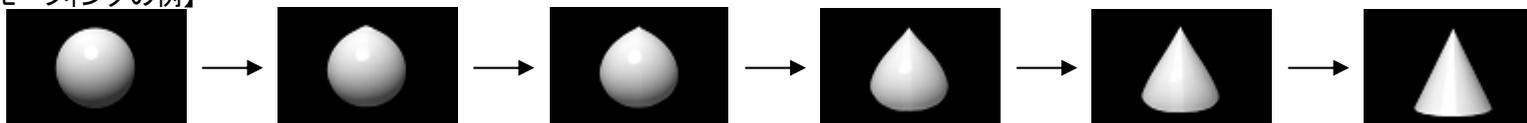
(b) 画像表示部内のレイアウト変更



(c) 図形等の漸次的な変化



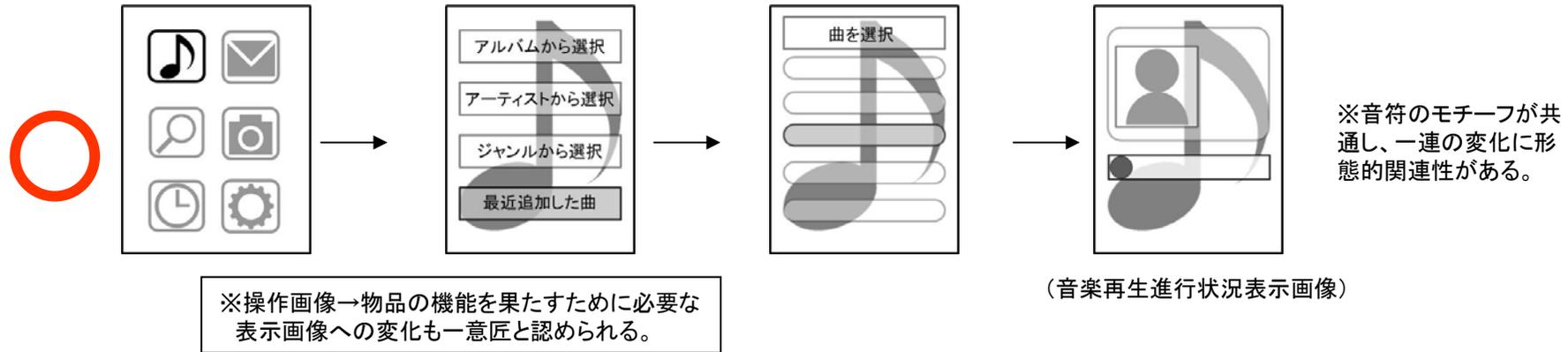
【モーフィングの例】



4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

形態的関連性が認められる場合の代表的な例

(d) 共通モチーフの連続的使用

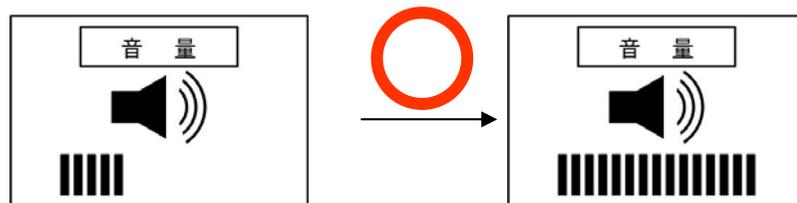


(e) 追加的な図形等の展開

・操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの（例:プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウィンドウの展開、ポップアップ表示の出現等）



(f) 同一の図形等の増減

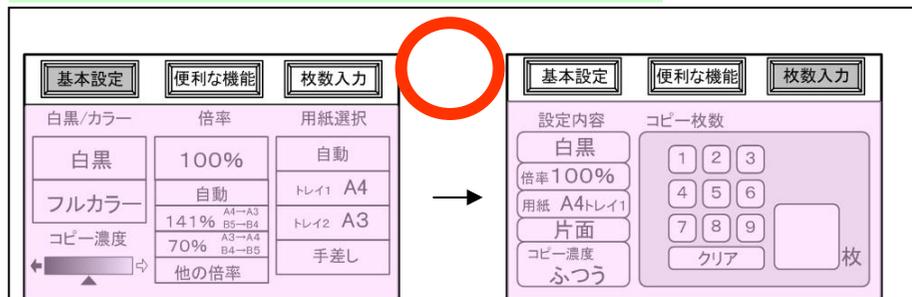


4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

画像の一部について意匠登録を受けようとする場合の変化する画像の扱い

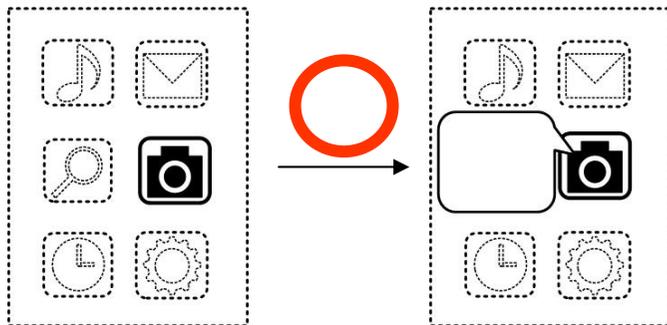
画像の一部について意匠登録を受けようとする場合、**意匠登録を受けようとする部分について**変化の前後で形態的関連性があること。

一意匠と認められる場合



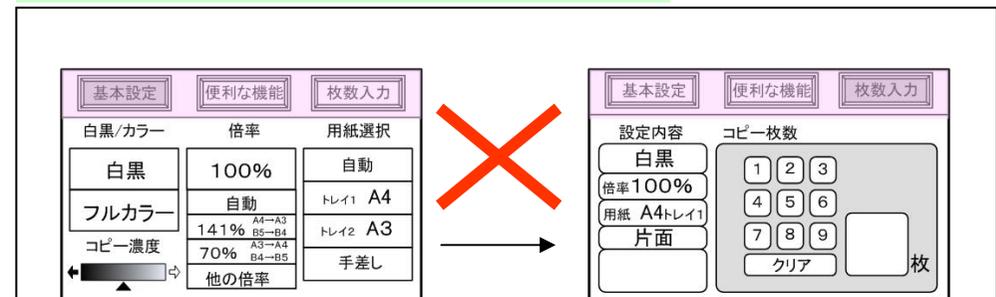
※ピンク色で表した部分以外の部分が意匠登録を受けようとする部分

※3つのアイコンの形状が共通し、変化の前後に形態的関連性がある。



※変化の前後の画像のカメラのアイコンの形状が共通し、形態的関連性がある。

一意匠と認められない場合



※ピンク色で表した部分以外の部分が意匠登録を受けようとする部分

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まとまりに欠け、形態的関連性が認められない。

4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

変化する画像の類否判断

変化する画像の一意匠の認定

複数画像によって表された一意匠の総体を、変化を伴う一つの一意匠として認定する。

変化する画像の変化の態様の評価

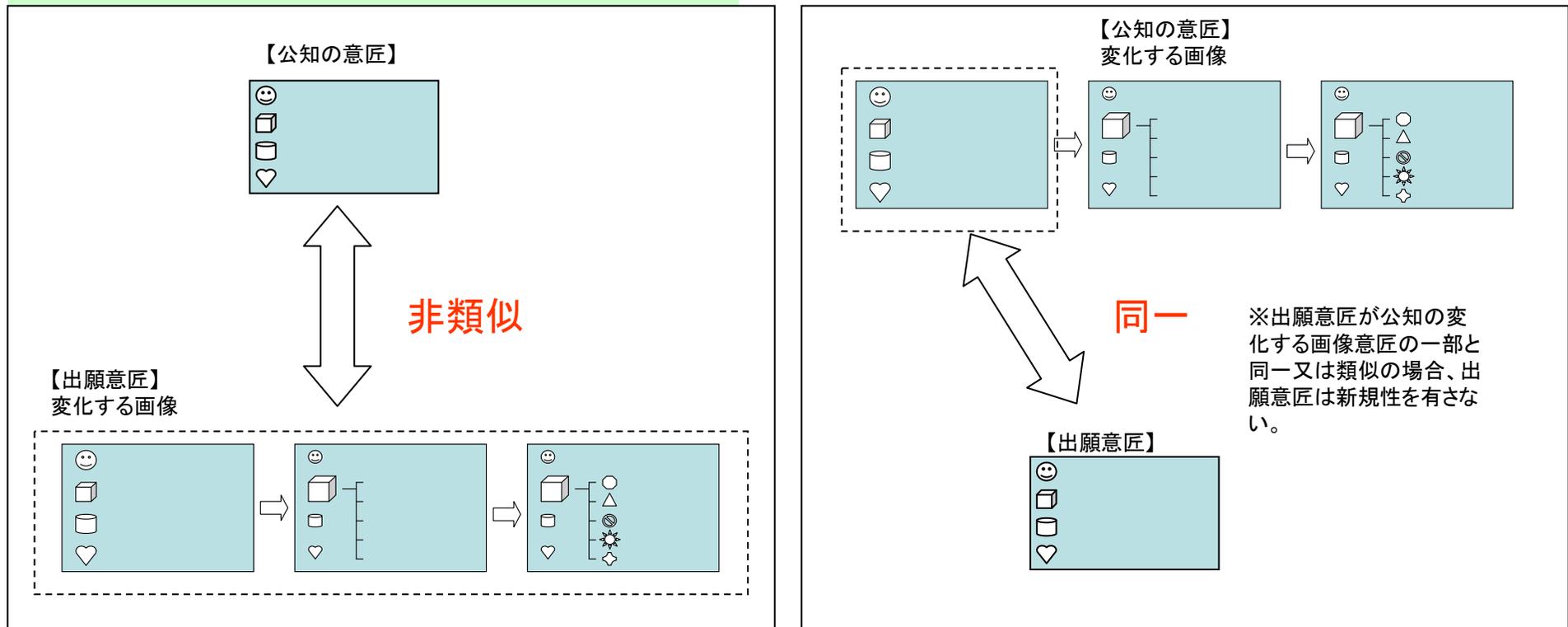
(1) 個々の画像が新規性を有する場合

複数画像の総体としても新規性を有する。

(2) 個々の画像は新規性を有さない場合

具体的な変化の態様が新規かつ顕著な特徴を有する場合には、複数画像の総体として新規性を有する。

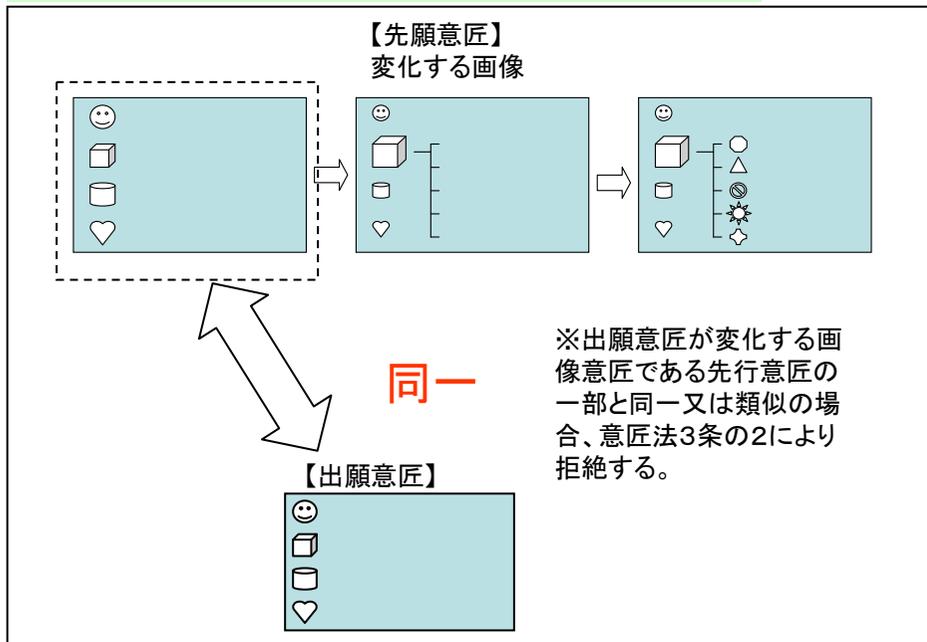
変化する画像の新規性(一意匠法3条1項)判断



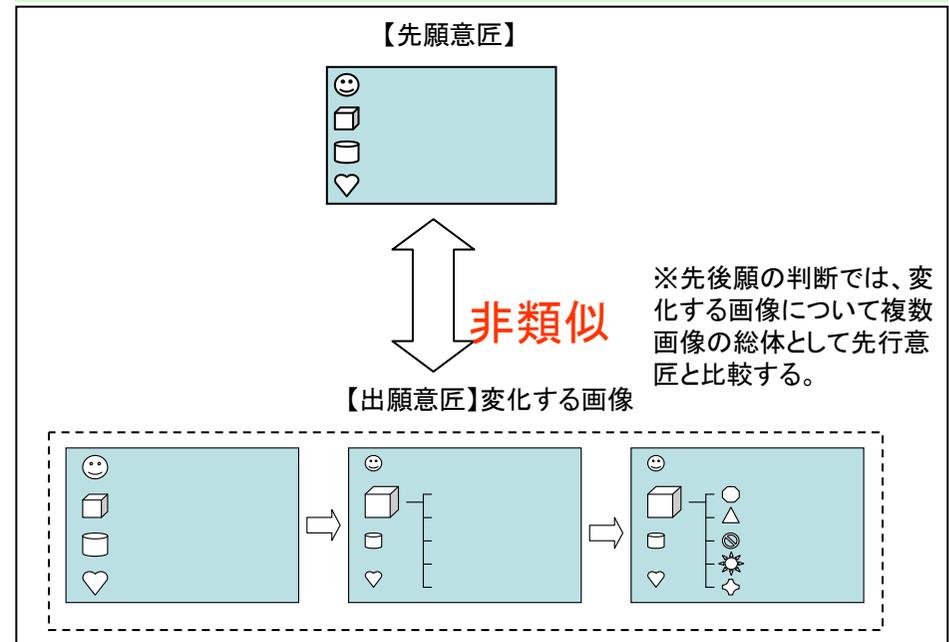
4. 変化する画像の一意匠の考え方の変更

変化する画像の類否判断・創作非容易性判断

変化する画像の意匠法3条の2の判断



変化する画像の先後願(意匠法9条)の判断



変化する画像の創作非容易性(意匠法3条2項)判断

個々の画像が公然知られており、かつ、形態変化の態様も公然知られている場合には、創作容易な意匠として拒絶する。

